

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

天草市

2 構造改革特別区域の名称

天草有害鳥獣被害防止特区

3 構造改革特別区域の範囲

天草市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概要

本市は、平成18年3月27日に、本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町の2市8町が合併し誕生した。熊本県南西部に位置し、周囲を藍く美しい海に囲まれた天草上島と、天草下島及び御所浦島などで構成される天草諸島の中心部に位置している。

地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少ない。河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や集落、農地が展開し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道などが配備されている。

県庁所在地の熊本市から、市中心部の本渡市街までは車で2時間ほど、最南端の牛深市街まではさらに1時間ほどを要する。一方、海を隔てて北に長崎県島原半島、南に鹿児島県長島があり、産業の発展や地域間交流など、福岡・長崎・熊本・鹿児島を結ぶ九州西岸地域の拠点として、あらゆる分野において発展が期待される地域である。

総面積は683.07k㎡と県下1位で、東西に約43km、南北に46kmとなっている。地目別にみると山林が約68%、農地が約10%、宅地・道路用地が約6%となっている。居住地域については、旧本渡市・牛深市の一部に市街地があり、他の地域は限られた平坦部に集落が点在している状況である。

本市の農業については、温暖な気候を利用して柑橘類の栽培を中心とした野菜等の施設園芸や水稻の栽培、黒毛和牛や日本最大の鶏である天草大王の飼育等が行われている状況である。しかし、従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少しており、それに伴い遊休農地・荒廃地が増加している。他方、次期の担い手として、地域農業者の合意形成による営農組織が農作業の受委託や協同作付けなどを行うという新しい農業の形態が生まれつつある。また、公共事業の減少等により、新分野進出を目指す建設業等が農業生産法人へと展開し始めている。

(2) 有害鳥獣による農業被害の現状

本市では、主に中山間地域において有害鳥獣による農作物への被害が多く、農業生産活動や農業経営に大きな影響を及ぼしている。(表1)

特にイノシシによる被害が甚大であり、その被害は水稻、いも類、野菜、果樹等、農作物全般にわたっている。また、最近は民家及び市街地周辺の家庭菜園にまで被害が発生している状況にあり、本市の基幹産業である農業の振興だけでなく、人的被害を防止する上でも有害鳥獣対策が喫緊の課題となっている。

(表1) 有害鳥獣による農作物被害額 (単位：千円)

	イノシシ	カラス	その他	合計
H18	33,728	5,273	116	39,117
H19	28,587	3,683	1,598	33,868
H20	33,309	7,508	1,169	41,986
H21	38,056	4,482	3,436	45,974
合計	133,680	20,946	6,319	160,945

(3) 有害鳥獣捕獲の現状

本市では、イノシシ、カラス等、有害鳥獣の生息数を減少させるため、有害鳥獣捕獲に対する報償金制度(イノシシについては1頭につき8,000円、カラスについては1日の捕獲活動につき2,000円)を設け捕獲を推進しており、平成18年度から平成21年度の4年間で、イノシシについては10,000頭を超える捕獲実績が上がっており、ここ数年は県下で最多の捕獲実績となっているが、依然として適正な生息数の調整にまでは至っていないと思われる。(表2)

(表2) 有害鳥獣捕獲頭数 (単位：頭)

	イノシシ	カラス	合計
H18	2,442	1,733	4,175
H19	1,562	1,327	2,889
H20	3,775	2,051	5,826
H21	2,829	2,277	5,106
合計	10,608	7,388	17,996

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、農業従事者の高齢化、農村の過疎化が進展している状況であり、基盤整備等の条件整備とともに、農地の流動化や新たな担い手の育成・確保などによる効率的な農業の実現が求められている。しかし、近年の有害鳥獣による農作物被害は甚大で

「作っても荒らされる」という悪循環のなかで生産意欲の低下とともに耕作地の放棄が進行している大きな要因のひとつとなっている。このことから、農村地域における生活環境の充実や営農の安定化を保持するために捕獲体制の強化を図り、地域経済を担う農林産業の活性化を促進させる取組みとして、有害鳥獣捕獲対策事業は、本市の最重要施策として位置づけられている。

現在、有害鳥獣対策については、天草市有害鳥獣捕獲対策協議会において行っているが、上記表1、2のとおり捕獲頭数は増加傾向にあるものの、農作物被害については依然として増加している状況にある。また、最近では有害鳥獣が民家及び市街地にまで頻繁に出没しており、農作物被害のみならず住宅周辺、或いは通学路等における人的被害も懸念されている。このように被害が広域化していることを踏まえ、市民から捕獲については協議会に依存するのではなく地域住民による自主的な捕獲体制を検討したいという声が多数寄せられている。

そこで、新たな有害鳥獣被害防止対策として、本特例を適用し、地域住民一体となった有害鳥獣対策を行うことにより、農作物の被害を抑制し、ひいては農業収益の安定化、耕作放棄地の解消と遊休農地の集積化、さらには地域の活性化を目指したいと考えている。

また、狩猟免許を持たない者が有害鳥獣捕獲に従事するためには、捕獲技術、安全性等が十分に確保される必要があることから、これまで天草市有害鳥獣捕獲対策協議会が行ってきた有害鳥獣捕獲対策に加え、地域の住民が一体となって講習会や組織づくりなどに取り組むことにより、被害防止方策やわなによる一般住民の事故防止方策について周知が図られることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 農業経営の安定

有害鳥獣による農作物被害が抑制されることにより、農業経営が安定し、農業生産額の増加と農家所得の向上が図られる。また、生産意欲の高まりによる耕作放棄地の解消と遊休農地の集積化、ひいては地域の活性化が図られる。

(2) 地域における安心感の創出

地域住民による捕獲体制が整備されることにより、有害鳥獣が住宅周辺等に出没した際、迅速に捕獲にあたることが可能となり、その結果生息数の減少による出没頻度の減少が図られ、地域に安心感が生まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農作物被害が抑制されることにより農業収益が安定化し、生産意欲の高まりによる生産量・品質の向上が図られる。また、第1次産業で生産される高品質産品や地場資源に、第2次産業の加工等によって高い価値を付加することにより、本市の推進する

「安心・安全」な農作物づくりが期待されるものである。さらには、観光産業などの第3次産業と連携して、新たな天草ブランドとしての農産加工品の製造・販売を促進し、天草型の6次産業の実現につなげる。

なお、本特例を適用することにより、被害額を毎年10%減少させ、平成25年度の被害額を30,000千円に抑制することを目標とする。

現 状	平成21年度の被害額	45,974千円
目 標	平成25年度の被害額	約30,000千円

8 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金（市単独事業）

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵の設置に対して助成を行う。

(2) 鳥獣被害緊急総合対策交付金（国庫補助事業）

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護・捕獲機器の整備を行う。

(3) 捕獲従事者への安全教育

市・天草市有害鳥獣捕獲対策協議会により、狩猟免許を有しない従事者に対し安全講習等を行う。

(4) 天草市有害鳥獣捕獲対策協議会における定例会議

市・天草市有害鳥獣捕獲対策協議会にて定期的に会議を開催し、捕獲期間、わなの設置場所、狩猟免許を有しない従事者との連絡体制等を協議する。

(5) 地元住民への周知や説明会

わな設置にあたっては市広報誌、防災無線、地元説明会等により周知し、住民の安全確保を図る。

別紙

1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

天草市において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

網・わなの使用により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

有害鳥獣（イノシシ、カラス等）による農作物の被害を減少させるため、市及び天草市有害鳥獣捕獲対策協議会並びに住民が一体となり捕獲の体制づくりを行うこととしており、その中で安全講習会の開催、天草市有害鳥獣捕獲対策協議会による適切な捕獲指導、わな設置に関する周辺住民への周知、事故発生時の緊急連絡体制の整備等、捕獲体制を整備することを検討しており、それにより猟具の安全な使用、捕獲活動の安全性の確保がなされ则认为。

また、狩猟免許を持たない従事者への有害鳥獣捕獲許可については、市が実施する安全講習の受講を許可要件とすることにより、特区認定後の捕獲実施における安全性は十分確保できる見通しができている。

なお、市と天草市有害鳥獣捕獲対策協議会との間では、狩猟免許を持たない従事者が捕獲に当たる場合、同協議会の捕獲隊員が同行し、指揮・監督することについての同意が成立しているため、安全管理体制も確保され则认为。